特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種·母子保健·健康診断·保健指導勧奨に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨も関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和7年3月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

או חובאנאו -	
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨に関する事務
②事務の概要	①予防接種法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を実施するとともに、必要な措置を講じるための事務全般 ②母子保健法に基づき、妊産婦、乳幼児並びに父母に対し行う保健指導、健康診査、医療その他の必要な措置を実施するための事務全般 ③母子保健法に基づき、母子健康包括支援センターが事業を実施することに関する事務 ④健康増進法に基づき、生活習慣の改善に関する相談及び訪問指導、がん検診等健康診断の実施並びに保健指導、その他健康増進事業に必要な措置を実施するための事務全般 ⑤市で定めた要綱等により行う予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨に係る事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務 ⑦新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で通知する。
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム ワクチン接種記録システム(VRS) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファ	イル名
予防接種対象者ファイル	、母子保健対象者ファイル、健診対象者ファイル
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表第14、70、111、126の項第19条第6号(委託先への提供)
 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	予防接種、母子保健、健康診断、保険指導勧奨番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】25、27、28、29、95、96、139の項【情報提供の根拠】25、26、80、95、139、153、154の項 ・新型インフルエンザ【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項 新型インフルエンザ【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	天童市健康福祉部健康課、同保険給付課					
②所属長の役職名	健康課長 保険給付課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・						
請求先	〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市総務部総務課 TEL 023-654-1111(内312)					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒994-0047 山形県天童市駅西五丁目2番2号 天童市健康福祉部健康課 TEL 023-652-0884 〒994-8510天童市老野森一丁目1番1号 天童市健康福祉部保険給付課 TEL 023-654-1111(内線 754)					
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ	[]適用した				
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	죠(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			, ,,,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	複数人での確認を行うようにる。	こしており、人為	的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えてい		

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。

変更箇所

1-① 2-① 1-② 4-② 1-② 3 4-② 1-② 1-③ 3 5-① 5-② 8	平成30年4月1日時点 平成30年4月1日時点 略 略 略 略 略 略 略 略 を 略 を を を を を を を を	平成31年4月1日時点 平成31年4月1日時点 母子保健法に基づき、母子健康包括支援センクーが事業を実施することに関する事務を追加 番号法別表六十九の二の項、番号法別表第二の主務省合で定める事務及び情報を定める命 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策的別措置はよる予防接種の実力であって主務省令 (7新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種原管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シー番号法第十九条第十五号(新型コロナウイル	事後 事後 事前前前前 事前 事後 事後	母子保健情報連携開始のため 母子保健情報連携開始のため 那型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特別報置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特別報置法による情報連携開始
1-2 4-2 1-2 3 4-2 1-2 1-3 3 5-1 5-2	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	母子保健法に基づき、母子健康包括支援センターが事業を実施することに関する事務を追加 若号法別表大十九の二の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令 (外型コロナワクチン圏染症対策に係る予防接種事務 健康管理システム、団体内統合死名システム(中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事前 事前 事前 事前 事前 事	め 母子保健情報運携開始のため 新型インフルエンザ等対策特 別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特 別措置法による情報連携所 別担置法による情報連携 新型インフルエンザ等対策特
4-2 1-2 3 4-2 1-2 1-3 3 5-1 5-2	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 を で は から	ターが事業を実施することに関する事務を追加 番号法別表デーカの三の項、番号法別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 新型インフルエンサ等対策特別措置法(平成二 十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンサ等対策特別措置法(平成二 十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンサ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する情報であって主務省令 ()新型コロナワクチン修築症対策に係る予防接種 種事答 健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事前 事前 事前 事前 事	め 母子保健情報連携開始のため 新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始 別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特 新型インフルエンザ等対策特
1-2 3 4-2 1-2 1-3 3 5-0 5-2	略 略 略 略 略 略 略 呼吸 できます できます できます できます いまま かいま は できま いっぱ できます できます かい	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命 新型インフルエンザ等対策特別措置造法(平成二 十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二 十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する情報であって主務省令 ()新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事前 事前 事前 事後	母子保健情報連携開始のため 新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始 新型インフルエンサ等対策特 新型インフルエンサ等対策特
3 4-2 1-2 1-3 3 5-0 5-2	略 略 略 略 略 略 略 呼吸 できます できます できます できます いまま かいま は できま いっぱ できます できます かい	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する情報であって主務省令 (⑦新型コロナワクチン際染症対策に係る予防接種事務 健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事前事前事後	別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特
3 4-2 1-2 1-3 3 5-0 5-2	略 略 略 健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ) 略	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する情報であって主接省令 (7新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接 種事務 健康管理システム、団体内統合死名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事前事前事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始 新型インフルエンザ等対策特
4-2 1-2 1-3 3 5-0 5-2	略 略 健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ) 略	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令 (の新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 種事務 (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事前事後	新型インフルエンザ等対策特
1-2 1-3 3 5-1 5-2	略 健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ) 略	⑦新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事後	別措置法による情報連携開始
1-3 3 5-1 5-2	健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ) 略	健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ		1
3 5-① 5-②	略			
5-① 5-②		田り仏が1九木が1五り(初生コロノブ1ル	事後	_
5-2	大里巾健康储祉部健康誄、问保快稻勺誄	ス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ 天童市健康福祉部健康課、同保険給付課、同		
	健康課長 阿彦 里美	新型コロナウイルスワクチン接種対策室 健康課長	事後	
8	保険給付課長 武田 芳仁	保険給付課長 〒994-0047 山形県天童市駅西五丁目2番2号	事後	
	天童市健康福祉部健康課	天童市健康福祉部健康課	事後	
1-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
2-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
1-2		・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基 づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明	事後	
3	・番号法第十九条第十五号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ	・番号法第十九条第十六号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ	事後	
4	・番号法第十九条第七号、別表第二の十六の 二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の 二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の	事後	
5	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の 二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の 二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵	事後	
1-2		・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵 送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	事後	
1-3	健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ ・奋号法第九条及び別表第一の十、四十九、七	健康管理システム 団体内統合宛名システム	事後	
3	会のみ)	・番号法第9条第1項 別表第14、70、111、 126の項 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の 2		
4-②	二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の二、六十九の二、七十及び百二の二項、百十五の二の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十三条、第三十条第七号、第三十八条の三、第三十九条及び百二の二項、百十五の二の項 新型インフルエンザ【情報提供】 ・(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項) 新型インフルエンザ【情報照会】(別表第二百年代第59条の2)(※別表第二の115の2の項)	153、154の項 新型インフルエンザ[情報照会] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表		
-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
-2-1	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
11		9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員 に対してe-ラーニング等での研修を実施してい る。		様式の改正に伴うもの
8	-	ひ 十万 でめる 複数人での確認を行うようにしており、人為的ミ スが発生するリスクへの対策は十分であると考 える。		様式の改正に伴うもの
-1	-① -①	クチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第十九条第六号(季託先への提供) ・番号法第十九条第六号、初表第二の十六の二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の二、六十九の二、七十及び百二の二項、百十五の二の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十三条、第三十条第七号、第三十八条の正、第三十九条及び百二の二項、百十五の二の項 「新型インフルエンザ【情報提供】・(別表第二主務省令における情報提供の根拠)・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項) 新型インフルエンザ【情報照会】(別表第二百十五十分では「報照会」(別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)		クテン接種記録システムを用いた情報提供・照 会のあ)・番号法第十九条第六号、別表第二の十八の 二、十九の二、十九の二、十九の二、十九の二、十九の二、十九の二、十九の二、十九の